

「非伝統的安全保障をめぐる中国・台湾・日本の関係」要旨

加治宏基（愛知大学）

はじめに ロシアのウクライナ侵攻をめぐる中国共産党政権の姿勢——戦後国際レジームのゆらぎ？

今般のロシアのウクライナ侵攻＝力による一方的な現状変更

しかし…

2022年2月 安保理は対ロシア非難・即時撤退要求決議を否決

ロシアは国連憲章規定に則り拒否権行使→ 逆説的だが、安保理が「正常に」機能した証左

なぜか…

同年3月 中国外交部報道官の対ロシア非難・即時撤退要求決議案への棄権理由説明

「国連と関係各方面のいかなる行動も外交的解決が図られるべきだが、(略) 今回の緊急特別会合では、一連の審議において加盟国間の協議が不十分で、危機の背後にある歴史的経緯や対立について全面的に考慮されることなく、遺憾であった。」「これは非軍事的方法による解決を目指す中国の一貫した立場と相容れず、同国としてはやむなく棄権した。」

建国以来一貫した国連重視

1950年2月 初めて同盟関係を約した中ソ友好同盟相互援助条約「東アジアおよび世界の持続的平和と普遍的安全保障は、国連機構の目的と原則によって確立しうる」

国連代表権を承認されていないにもかかわらず…戦後国際レジームの創設理念をなす反ファシズム戦争の勝利→ 国連安保理常任理事国が共有する歴史認識

2022年2月 中ロ共同声明「国連を核心とする国際体系を保護し、国連とその安保理が発揮する核心的協調機能による真の多国間主義を実践する」

同月下旬 習近平国家主席とプーチン大統領の電話会談

「国際社会が国連憲章の趣旨と原則を遵守し、国連を中心とする国際システムと国際法を基盤とした国際秩序が維持される」ことを期待

本報告の問題意識

安保理常任理事国である中国にとって、戦後国際レジームはゆらいでいない

国連重視政策の基盤をなす安全保障観を検討する

I 中国（共産党政権と学术界）の非伝統的安全保障への視座

1 伝統的安全保障の強靱性

1995-96年 台湾海峡危機

1999年5月 NATO軍による駐ベオグラード中国大使館「正確な“誤爆”」

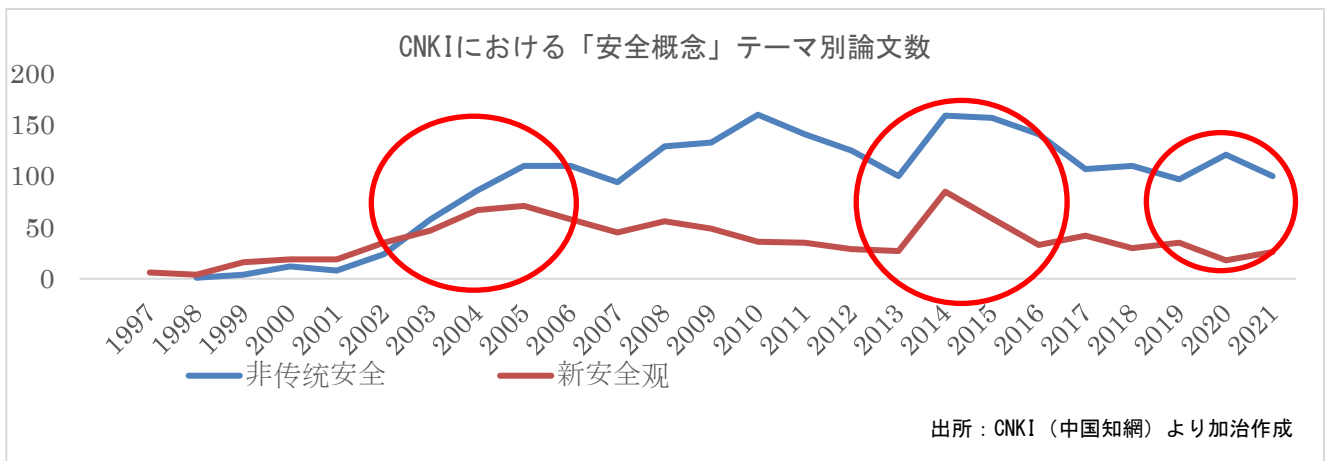
中国軍の近代化に対する脅威論への応答：「和平崛起」から「平和的發展」へ

1989年から2015年まで（2010年を除く）国防費二桁成長：2022年度は約26兆4340億円を計上

2003年9月 李肇星外交部長「感染症や自然災害といったパブリックヘルスの支援活動は、WHOでなくUNDPがイニシアティブを発揮する」ことに期待

2 中国における非伝統的安全保障

学術的関心の動向——非伝統的安全保障と新安全保障観



3 度のヤマ

(1) 2000年代初頭

9.11 米国同時多発テロとその温床とされる貧困、格差
SARS などグローバルヘルス問題が続発

(2) 2010年代半ば

2014年 習近平主席による「総体的国家安全保障観」

(3) 2020年代初頭

COVID-19 というグローバルヘルス問題の再発

新安全保障観への期待

イデオロギー・軍事同盟の枠組に囚われず、経済関係を発展させることで、テロリズム、感染症、環境といったグローバル安全保障の諸課題に対して、共同利益を基盤としたパートナーシップは成立しうる。

1996年7月 錢其琛外交部長「アジア地域はすでに持続的な平和發展時期に入った」「対話と交渉を通じて相互の理解・信頼を醸成し、経済交流と協力を拡大・深化させることで」「地域安全保障と政治安全保障の確立を促す」

非伝統的安全保障への統合

2000年7月 唐家璇外交部長「グローバル化とアジア金融危機の余波がアジア太平洋地域にもマイナスの影響をおよぼし、テロリズムのさらなる台頭、貧富の格差の拡大、民族・宗教対立が断続的に深刻化するなど、伝統的・非伝統的安全保障は衝撃を受けている」

2002年7月 唐家璇外交部長「特にテロリズムなど非伝統的安全保障問題が、国際的・地域的安全保障にとって現実的脅威となった」

総体国家安全観（总体国家安全观）との連動

2014年4月 習近平国家主席「総合的国家安全保障観を堅持し、中国の特色ある国家安全保障の路線を進む」「共産党が執権政党の地位を維持し、人民を団結させ中国の特色ある社会主義を堅持し続けるため」には、「伝統的・非伝統的安全保障課題に対する総体国家安全保障が最優先課題である。」

II 国連システムにおける中国の非伝統的安全保障論——WHOを事例として

1 国連システムと台湾

国連総会決議第2758号（1971年）

規範概念：台湾は中国政府経由で国連システムのなかにある

既成事実：中国のプレゼンス＝台湾の不在

例外：台湾のWHAオブザーバー参加（2009-16年）

2 WHOにおける台湾の例外的包摂

WHOの理念 憲章第1章1条

最高基準の健康を享有することは、すべての人々が持つ基本的な権利（Health For All）

1997-2000年代初頭 台湾の国連「参加」に対する米国の反対

2002-2003年 SARSをめぐる中国とWHOの連携、そして牽制

2003年4月 WHO駐華代表 Henk Bekedam 「国際社会の不信感」声明

中国政府「SARSとの戦いが最優先」339症例を開示、張文康衛生部長と孟学農北京市長を解任

6月 WHOが台湾代表団をSARS対策会議に招集

9月 WHO報告資料にて中国、台湾、香港、マカオを区別掲示

改正国際保健規約（IHR2005）

主な改正点：報告の対象拡大と義務化

対象：原因を問わず、国際的な公共保健上の脅威となりうる、あらゆる事象

義務：IHR担当窓口（National IHR Focal Point）の設置

そして、すべての人々に対する普遍的適用（the universal application）

しかし、中国と WHO とのパブリックヘルス協力に関する覚書

WHO と中国との連絡窓口は中国衛生部とする

→ IHR2005 発効段階において台湾は適用外（2007 年 第 60 回 WHA 決議）

国連総会決議第 2758 号に関する既成事実が規範概念を決定？

中国と WHO の連携、そして牽制（新型インフルエンザ）

2008 年 馬英九総統の当選、政権発足

中国政府の態度軟化により、WHO セーフティネットが台湾を包摂（2016 年 蔡英文政権の発足まで）

2009 年 1 月 WHO 「the universal application」台湾適用

5 月 WHA 台湾のオブザーバー参加承認

6 月 WHO 「2009 年インフルエンザ・パンデミック」宣言

Ⅲ 非伝統的安全保障分野で高まる中国プレゼンス——小結

1 「総体国家安全観」の国連システムへの影響

WHO 2020-21 年度予算 \$48 億 4000 万

分担率：米国 22.0000%、中国 12.0058%、日本 8.5645%

第 4 世代の PKO（総合的「グローバル」安全保障観）

2000 年台、PKO は、政府樹立直後における元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）や治安部門改革（SSR）、選挙、人権、法の支配等の分野での支援と機能が多様化。特に人道支援や開発支援を専門とする国連他機関との連携によって「統合ミッション」（停戦監視－平和構築－人道支援）を確立。

2 国連平和維持活動派遣人員数（2020 年 10 月末）と分担比率

| 2020 年 10 月末 | 兵員 | 警察官 | 軍事監視員 | スタッフ | 合計 |
|--------------|------|-----|-------|------|------|
| 中国 | 2435 | 5 | 23 | 46 | 2509 |
| フランス | 774 | 18 | 3 | 50 | 845 |
| ロシア | 0 | 31 | 28 | 21 | 80 |
| 米国 | 0 | 2 | 3 | 23 | 28 |
| 英国 | 315 | 0 | 4 | 26 | 345 |
| 日本 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |

| | 2018-19 | 2019-20 | 2020-21 |
|------|---------|---------|---------|
| 中国 | 10.2377 | 15.2197 | 15.2195 |
| フランス | 6.2801 | 5.6125 | 5.6124 |
| ロシア | 3.9912 | 3.0490 | 3.0490 |
| 英国 | 5.7683 | 5.7900 | 5.7899 |
| 米国 | 28.4344 | 27.8912 | 27.8908 |
| 日本 | 9.6800 | 8.5640 | 8.5640 |

出所：国連 PKO 資料

安保理常任理事国という自己拘束：禁欲的国連外交